令和5年度介護職員等によるたんの吸引等研修事業（第一号・第二号研修：不特定多数の者対象）

**≪指導者養成伝達講習会≫受講申込書**

（公財）介護労働安定センター徳島支部

支部長　細井　三代子　殿

施設名：

住所：〒

代表者：　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

担当者：

電話：

令和5年度介護職員等によるたんの吸引等研修事業（第一号・第二号研修：不特定多数の者対象）

指導者養成伝達講習会の受講者推薦について

このことについて、下記のとおり受講者を推薦します。

記載日（令和5年　　月　　日）現在

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **氏名** |  | **ふりがな** |  | | **優先順位** | | | |  | |
| **生年月日** | （西暦）　　　　　年　　　　月　　　　日　（　　　　）歳 | | | | **TEL** | | |  | | |
| **自宅住所** | （〒　　－　　　　） | | | | | | | | | |
| **勤務先** | **法人名** |  | | | | | | | | |
| **施設・事業所名** |  | | | | | | | | |
| **所在地** | （〒　　－　　　　） | | | | | | | | |
| **TEL** |  | | **FAX** | |  | | | | |
| **保有資格** | （いずれかに○）　１．医師　　　２．保健師　　　３．助産師　　　４．看護師 | | | | | | | | | |
| **取得年月日** | （西暦）　　　　　年　　月　　日 | | | | | 免許番号 | | |  |
| **法人・**  **施設・**  **事業所情報** |  |  |  | | | |  | | |  |
| **項　目** | | | | | | **○印** | | | **人数** |
| 【必須】介護職員に対する基本研修・講義での指導に協力することができる。 | | | | | | ○ | | |  |
| 【必須】介護職員に対する基本研修・演習での指導に協力することができる。 | | | | | | ○ | | |  |
| 【必須】法人・施設等で介護職員に対する実地研修での指導が可能である。※1 | | | | | | ○ | | |  |
| 令和5年度たん吸引等研修の受講予定者（介護職員等）がいる。 | | | | | |  | | |  |
| すでに指導者講習を受講した職員（医師、保健師、助産師、看護師）がいる。 | | | | | |  | | |  |
| 口腔内吸引を行っている利用者がいる。※2 | | | | | |  | | |  |
| 鼻腔内吸引を行っている利用者がいる。※2 | | | | | |  | | |  |
| 気管カニューレ内部の吸引を行っている利用者がいる。※2 | | | | | |  | | |  |
| 胃ろう又は腸ろうを行っている利用者がいる。※2 | | | | | |  | | |  |
| 経鼻経管栄養を行っている利用者がいる。※2 | | | | | |  | | |  |

（注釈）

※1･･･医療施設（介護療養型医療施設を含む）の就業者は○を黒く塗りつぶしてください。（例：●）

※2･･･第一号研修において全て必須、第二号研修は受講科目において必須

１　　介護職員に対する基本研修・演習での指導について

（１）令和5年度介護職員によるたんの吸引等研修事業における介護職員に対する基本研修・演習及び実地研修では、

受講者１人につき下表１に示すたんの吸引等の指導を行う必要があります。

（２）介護職員に対する基本研修・演習はふれあい健康館（県中央）、阿南市商工業振興センター（県南）、地域交流センターはくあい（県西）で実施し、実地研修は原則として所属施設又は法人内等で実施するため、指導者は基本研修・演習によって所属施設又は法人内での指導方法を理解いただく必要があります。

（３）介護職員を対象とする研修の定員は２００名を予定しており、基本研修・演習の指導については、下表２に示す

とおり、延べ１００名の指導者を要することとなります。

表１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 研修の種類 | たんの吸引等の行為 | 演習 | 実地研修 |
| 第一号研修 | 口腔内のたんの吸引 | ５回以上 | １０回以上 |
| 鼻腔内のたんの吸引 | ５回以上 | ２０回以上 |
| 気管カニューレ内部のたんの吸引 | ５回以上 | ２０回以上 |
| 胃ろう又は腸ろう | ５回以上 | ２０回以上 |
| 経鼻経管栄養 | ５回以上 | ２０回以上 |
| 第二号研修 | 口腔内のたんの吸引 | ５回以上 | １０回以上 |
| 鼻腔内のたんの吸引 | ５回以上 | ２０回以上 |
| 気管カニューレ内部のたんの吸引 | ５回以上 | ２０回以上 |
| 胃ろう又は腸ろう | ５回以上 | ２０回以上 |
| 経鼻経管栄養 | ５回以上 | ２０回以上 |

※基本研修・演習では、たんの吸引等の行為に併せて救急蘇生法を１回以上実施する必要があります。

表２

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| カリキュラム | 指導内容 | 日程 | 定員 | グループ数 | 講師必要数 |
| 吸引  経管栄養 | 口腔内のたんの吸引  鼻腔内のたんの吸引  気管カニューレ内のたんの吸引  胃ろう又は腸ろう  経鼻経管栄養 |  | ２０人 | １０ | １０人 |
|  | ２０人 | １０ | １０人 |
|  | ２０人 | １０ | １０人 |
|  | ２０人 | １０ | １０人 |
|  | ２０人 | １０ | １０人 |
|  | ２０人 | １０ | １０人 |
|  | ２０人 | １０ | １０人 |
|  | ２０人 | １０ | １０人 |
|  | ２０人 | １０ | １０人 |
|  | ２０人 | １０ | １０人 |
| 延べ | | １０日間 | ２００人 | １００ | １００人 |

※１グループあたり、受講者２名に対して、１名の指導看護師等による指導を行います。

２　　介護職員に対する基本研修・演習の指導日に関する日程調整について

（１）開催要綱の条件及び上記１のことから、下表３により日程調整を行います。

（２）指導可能な日程に２つ以上○印をつけてください。

（３）指導いただく日程は１０月上旬までに決定します。ただし、講師が十分に確保できた場合は、依頼を行わない場

合があります。

（４）基本研修・演習で指導いただく日程については、該当者にのみ依頼文書にてお知らせします。

（５）基本研修・演習の指導に協力いただけない方は受講をお断りする場合があり、また、協力いただけない施設等か

らの介護職員の受講申込みは受付できない場合があります。

（６）演習指導者事前説明会を令和5年１１月8日（水）午前に行いますので、演習で指導いただく方は必ず参加で

きるよう勤務等の日程調整をお願いします。

表３

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 場所 | 日程 | 時間 | ○印 | 場所 | 日程 | 時間 | ○印 |
| 地域交流センターはくあい | 11/10（金） | 9：00  ～  17：10 |  | ふれあい健康館 | 11/17（金） | 9：00  ～  17：10 |  |
| 地域交流センターはくあい | 11/11（土） |  | ふれあい健康館 | 11/18（土） |  |
| 阿南市商工業振興センター | 11/13（月） |  | ふれあい健康館 | 11/19（日） |  |
| 阿南市商工業振興センター | 11/15（水） |  | ふれあい健康館 | 11/20（月） |  |